



## ブラックロック・ジャパンが野村不動産マスターファンド投資法人<3462>株式の大量保有報告書を提出



野村不動産マスターファンド投資法人<3462>について、ブラックロック・ジャパンが12月4日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「純投資（投資一任契約に基づく顧客の資産運用および投資信託約款に基づく資産運用目的）」によるもの。

報告書によると、ブラックロック・ジャパンの野村不動産マスターファンド投資法人株式保有比率は、5.59%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2015年11月30日。